

加西市地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する加西市地域創生戦略（以下「戦略」という。）を幅広く専門的に検討するため、加西市地域創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域人口ビジョン、戦略の検討に関する事項
- (2) 各施策の推進方策に関する事項
- (3) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 戦略会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表（関係団体、生活者、関係企業）
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、戦略の策定が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長および副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 戦略会議は、委員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。
- 3 戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 戦略会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(意見等の聴取)

第8条 戦略会議は、その所掌事務を遂行するため、戦略会議以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 戦略会議の庶務は、ふるさと創造部人口増政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する事業の完了をもって失効する。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の戦略会議は市長が招集する。

加西市地域創生戦略会議委員 名簿

関係団体代表 8名

永田 岳巳	加西市区長会 副会長
玉田 啓子	加西市連合婦人会 会計
中安 高	加西市老人クラブ連合会 副会長
千石 唯司	加西商工会議所 会頭
池田 義人	加西商工会議所青年部 副会長
久米澤 稔	連合兵庫北播地域協議会 副議長
吉田 朱里	成人式実行委員会 委員
立花 莉絵子	加西市地域おこし協力隊 隊員

生活者代表 2名

西脇 亜李沙	連合保護者会 会長
小松原 綾子	生活協同組合コープこうべ コープ加西 マネージャー

関係企業代表 3名

吉岡 猛逸	神戸新聞社 北播総局長
半井 孝明	北条金融協会 会長（三井住友銀行 北条支店長）
柳原 正英	加西市指定金融機関（みなと銀行 加西支店長）

学識経験者 1名

田端 和彦	兵庫大学総合科学研究所長兼兵庫大学エクステンション・カレッジ長
-------	---------------------------------